

各委員からの条例記載事項に対する意見について
(前文)

	愛知県知的障害者育成会 牧野委員	愛知県盲人福祉連合会 山本委員	自閉症協会・つぼみの会 岡田委員	名古屋ライトハウス 岩間委員	登録要約筆記者の会 亀井委員	難聴・中途失聴者協会 黒田委員	愛知盲ろう者友の会 木村委員
	失語症友の会連合会 吉川委員	日本 ALS 協会愛知県支部 西尾委員	身体障害者福祉団体連合会 加賀委員	手話通訳問題研究会 宮川委員	岐阜聖徳大学 安田委員	聴覚障害者協会 服部委員	
意思疎通の現状	意思疎通の現状	コミュニケーション保障に対する認識	障害特性に合わせたコミュニケーション支援の必要	コミュニケーション保障に対する認識	コミュニケーション手段の現状	意思疎通の現状	コミュニケーション保障に対する認識と現状
	コミュニケーション保障に対する認識	コミュニケーション手段に対する認識		<ul style="list-style-type: none"> 権利条約、基本法律等手話の現状 障害種別におけるコミュニケーションの現状 言語面を含めたろう者の現状 	(手話) <ul style="list-style-type: none"> 権利条約、基本法等手話の現状 (コミュニケーション) <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションに係る社会的障壁の現状 コミュニケーション保障に対する認識 	<ul style="list-style-type: none"> 手話は言語である。 手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、物の名前や概念等を手指や体の動き、表情などにより、視覚的に表現される言語である 我が国において、長い間手話を使う多くのろう者や関係者の間で大切に受け継がれ発展してきたものである 	
手話の歴史に対する認識	権利条約、基本法等手話の現状				手話言語に対する認識	手話に対する認識	
				手話の歴史に対する認識	手話の歴史に対する認識	<ul style="list-style-type: none"> 手話が国際的に言語として位置づけられたのは、平成18年に国際連合総会において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記されたことによるものである 我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成26年には障害者の権利に関する条約の批准が行われ、制度的には前進したものの、手話への理解や普及、そして資源環境はまだ大きな広がりを得ていない状況にある 愛知県において、聴覚に関係なく誰でも豊かな共生社会を実現するためには県民の一人一人が手話に対する理解を深めていくことが不可欠である 	
条例制定の趣旨	条例制定の趣旨				条例制定の趣旨	条例制定の趣旨	条例制定の趣旨
		条例制定の趣旨	条例制定の趣旨	条例制定の趣旨	条例制定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 手話が言語であることに基づき施策を推進し、愛知県民に手話を広く普及していくとともに、社会資源(環境)を作り、手話に対する理解を深め、障害のある人もない人も互いに支え合いながら共に生きることのできる愛知県を作るため 	

(目的)

	愛知県知的障害者育成会 牧野委員	愛知県盲人福祉連合会 山本委員	自閉症協会・つぼみの会 岡田委員	名古屋ライトハウス 岩間委員	登録要約筆記者の会 亀井委員	難聴・中途失聴者協会 黒田委員	愛知盲ろう者友の会 木村委員
	失語症友の会連合会 吉川委員	日本 ALS 協会愛知県支部 西尾委員	身体障害者福祉団体連合会 加賀委員	手話通訳問題研究会 宮川委員	岐阜聖徳大学 安田委員	聴覚障害者協会 服部委員	
手話、意思疎通手段等への理解	県民の手話及びろう者に対する理解の促進	県民の障害者への理解					手話の普及、理解促進とともに、すべてのコミュニケーション保障の実現
				手話はろう者の言語であることへの理解促進	手話が独自の言語体系を有する文化的所産であること等を理解		
理解促進と体制の整備	ろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現		誰もが共に暮らす社会の構築に向けて、障害特性に合わせた誰もが使いやすいコミュニケーション支援の理解・啓発と普及	障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、共生する地域社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じた利用可能なコミュニケーション手段の環境を整備し、共生社会を実現 ・手話をコミュニケーション手段とするろう者とろう者以外の者が共生可能な地域社会の実現 	障害特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境を構築・整備し、障害の有無にかかわらず共生する社会の実現	
	情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及・理解促進を図り、共生社会を実現	障害の特性に応じた意思伝達手段について、利用しやすい環境を構築し共生できる地域社会の実現する		障害特性に応じた情報・コミュニケーション保障を図り、障害のある者となることができる地域社会の実現	<p>(手話)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話を母語とするろう者への理解促進と共生社会の実現 <p>(コミュニケーション)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、共生する地域社会の実現 	手話が言語であることへの認識に基づき、手話の普及、および手話が使え環境整備に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及等、環境整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めもって障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現	

(定義すべき事項)

	愛知県知的障害者育成会 牧野委員	愛知県盲人福祉連合会 山本委員	自閉症協会・つぼみの会 岡田委員	名古屋ライトハウス 岩間委員	登録要約筆記者の会 亀井委員	難聴・中途失聴者協会 黒田委員	愛知盲ろう者友の会 木村委員
障害者	○			○		○	○
障害						○	
ろう者	○				○		
意思疎通のための手段	○		○	○		手話・要約筆記・筆談・字幕等の視覚情報による表示、点字、触覚を使った意思疎通、平易な表現、音訳、代筆、代読、重度障害者用意思伝達装置、補聴援助システム等の障害のための意思疎通を図ることに支障がある人に必要な支援及び日常生活上の便宜を図るための用具・機器	○
手話					○		
合理的配慮					○		
社会的障壁					○		
手話等の普及							
情報保障							
	失語症友の会連合会 吉川委員	日本 ALS 協会愛知県支部 西尾委員	身体障害者福祉団体連合会 加賀委員	手話通訳問題研究会 宮川委員	岐阜聖徳大学 安田委員	聴覚障害者協会 服部委員	
障害者		○					
障害		○					
ろう者				○	○	聴覚障害者のうち手話を使い日常生活または社会生活を営むものをいう	
意思疎通のための手段		○			○		
手話				○			
合理的配慮		○			○		
社会的障壁							
手話等の普及					○	手話の普及その他の手話をしやすい環境の整備をいう	
情報保障					○		

(基本理念)

	愛知県知的障害者育成会 牧野委員	愛知県盲人福祉連合会 山本委員	自閉症協会・つぼみの会 岡田委員	名古屋ライトハウス 岩間委員	登録要約筆記者の会 亀井委員	難聴・中途失聴者協会 黒田委員	愛知盲ろう者友の会 木村委員
	失語症友の会連合会 吉川委員	日本 ALS 協会愛知県支部 西尾委員	身体障害者福祉団体連合会 加賀委員	手話通訳問題研究会 宮川委員	聴覚障害者協会 服部委員	岐阜聖徳大学 安田委員	
情報保障、コミュニケーションの重要性	手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認める	手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認める	障害特性の理解・啓発とそれぞれのライフステージにおいて環境整理を図り必要な継続したコミュニケーション支援が利用できるように努める	手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認める			手話、点字、筆談等、すべての伝達手段による情報保障の重要性を認める
個性と人格の尊重を基にした手段の選択と利用機会の確保	手話の普及は個性と人格を互いに尊重することを基本				手話をはじめ、障害特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用機会の保障は、人格、人権尊重につながる	手話、要約筆記、点字等意思疎通のための手段についての選択の機会が確保され、利用機会の拡大が図られること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人もない人も互い人格と個性を尊重 ・障害特性に応じて情報保障及びコミュニケーションを円滑に図る権利を尊重
	障害特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は最大限尊重	障害特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利を尊重する				<p>(手話)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話の普及は個性と人格を互いに尊重することを基本 ・手話が意思疎通のための手段として選択の機会確保及び、情報の取得又は利用手段としての機会拡大 <p>(コミュニケーション)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利を最大限尊重 ・障害の有無にかかわらず、すべての人が、互いに人格と個性を尊重し、協働する 	
手話が言語であることの理解						手話の普及は、手話が言語であることの理解の下でおこなうこと	
				手話はろう者の言語であることの理解を基に、障害特性に応じたコミュニケーションの権利を保障する			

条例構成	意見概要
県（市）の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○必要かつ合理的な配慮を行い、障害特性に応じたコミュニケーションが図られる環境整備を推進（意見数：10） ○策定する長期計画その他各種計画との整合性を図り、障害の有無にかかわらず、安心できる地域社会づくりを推進（意見数：3） ○手話の社会的地位を向上させるための啓発を行い、手話の普及と手話を使用しやすい環境整備 ○関係者の協力のもと、手話・点字・音声・筆記等、多様な盲ろう者のコミュニケーション手段の理解を深める ○意思伝達手段の普及のための予算確保 ○ろう者、手話通訳者の協力を得て県民の理解を深める
県（市）民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションに関わる情報保障の重要性を理解し、障害特性、進行の状況に沿う合理的配慮を行うよう努める（意見数：8） ○市民団体及び事業者は、必要な活動及び県の施策への協力を努める（意見数：2） ○障害特性の理解に努め、障害に応じたコミュニケーション支援が必要なことの理解・普及に努める ○手話は言語であるという事と、情報コミュニケーションの重要性を理解し、普及・促進に関わる施策に協力 ○ろう者は、手話の普及等に関する施策に協力し、自主的に手話を普及 ○手話通訳者は、普及施策に協力し手話技術の向上に努める
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○県の施策への協力及び障害者に応じたコミュニケーション手段の利用に対する合理的配慮に努める（意見数：5） ○ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備と手話使用への配慮に努める（意見数：4）
市町村との連携 （市民団体）	<ul style="list-style-type: none"> ○市、市民、市民団体及び事業者は、相互に連携及び協働を図り、施策・活動の実施に努める（意見数：5） ○県は、施策の実施に当たり、市町村と連携し、市町村の施策に協力する（意見数：3） ○障害者当事者団体は、障害特性の理解・啓発を図る研修、講演等を開催し普及に協力する ○市町村と連携し財政を理由としたサービス低下を解消する
計画の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者計画において必要な施策を定め計画的に推進（意見数：10） ○施策の実施状況を公表し見直しを行う（意見数：5） ○施策にあたり、愛知県障害者施策推進協議会の意見を聞く（意見数：2） ○障害者計画に条例の見直しを図ることを位置づけをする ○手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するにあたって、ろう者及び手話通訳者の意見を聞くため、これらの者と協議する場を設ける ○施策について、愛知県聴覚障害者協会及び愛知県手話通訳問題研究会等の意見を聞くため、協議する場を設ける ○施策にあたり、愛知県手話言語等意思疎通手段普及施策推進協議会の意見を聞く ○施策について、障害者数の大小にかかわらず意思伝達のためツールが必要な障害者団体の意見を聴く
学ぶ機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○県は関連機関、障害者団体と協力し、障害者別の意思伝達手段を学ぶ場を確保、提供、支援する（意見数：6） ○県は、職員が手話を学び、障害を理解する取組を推進（意見数：2） ○県は、関係機関・団体と協力し、手話を学ぶ機会を確保しつつ、手話の普及に努める ○学校や市民講座等で、積極的に、障がいのある方やその支援者の講演や体験学習を取り入れる ○県・市町村は支援者・当事者・家族に障害特性に合わせた支援ツールの啓発をする ○県は聞こえないとわかった時点で、当事者及び家族等が手話を学べる機会を確保 ○義務教育段階で、障害や疾患により、様々なコミュニケーション手段が使用されていることを理解

<p>情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における緊急情報を障害特性に応じて迅速かつ的確に伝達する（意見数：8） ○県は、ろう者が災害時または県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話を用いた情報発信の推進に努める（意見数：5） ○県の広報活動、送付文書通知において、点字・拡大文字・音訳などのサービスを提供する（意見数：4） ○主催する講演会等に、情報保障席（要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員など）を設置（意見数：3） ○情報通信並びに放送による情報の取得及び利用を促進 ○災害時における避難所等でコミュニケーション支援の必要性を発信し、支援ツール設置を求める
<p>通訳者等の確保・養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県は、市町村と協力し、コミュニケーション手段に応じた意思疎通を支援する者及び指導者の確保・養成及び技術の向上を図る（意見数：7） ○県は、手話通訳者を養成、確保、および手話通訳に関する普及に努める ○県は、市町村と協力し、手話を使うことができる者及び指導者の確保・養成を図る ○県は、災害に備え手話を使うことができる者を養成する ○手話通訳者の健康を守る啓発に努める ○障害特性の理解を図る研修や啓発事業を行い、障害特性に合わせた支援ツールの使い方等を紹介する機会を設け普及に努める
<p>通訳者の派遣体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県、必要な場に、手話通訳・要約筆記者・盲ろう者通訳・介助員の派遣を支援する（意見数：5） ○県は、手話通訳者の派遣、相談拠点等必要な措置を講ずる ○県は、市町村と協力し、通訳を必要とする者がいつでもどこでも無償で通訳を受けられる体制を確保
<p>学校における普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害のある幼児、児童又は生徒が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を学び、かつ手話で学ぶことができるよう必要な措置を講ずるよう努める（意見数：4） ○コミュニケーション保障が必要な児童、生徒、学生が通学する学校の責任者は、障害特性に合わせた情報保障ができるよう教職員の技術習得に努める（意見数：4） ○県は、手話に対する理解を深めるため手引書の作成等に努める（意見数：2） ○県は市町村と協力し、学校において児童生徒が障害児・者との交流を通し、障害の特性を理解するように努める ○県は学校において、盲ろう者のコミュニケーションを理解できるよう啓発に努める ○県は学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする ○幼児期、学齢期からのコミュニケーション支援の必要性を理解して、学校場面での利用を進めて家庭、社会への理解・普及を進める ○ろう児が通学する学校の設置者は、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供及び教育に関する相談支援に努める
<p>事業者への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県は、事業者が行う取組に対し必要な支援を行う（意見数：6）
<p>ろう者等による普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自主的に普及啓発活動を行うよう努める（意見数：4）
<p>理解促進の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県及び市町村は、平易な表現・図示・代用音声、重度障害者用意思疎通伝達装置等、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用支援及び理解の促進を図る（意見数：5） ○県は社会生活のあらゆる場面で情報保障をすることにより意思疎通を図ることができる環境を整備する（意見数：3） ○あらゆる機会を通じて、手話が言語であること、手話を母語とするろう者が共に地域で生活していることを周知し、理解の輪を広げるよう努める

手話に関する調査	○手話等コミュニケーション手段の利用に係る調査研究の推進及び成果の普及に協力する（意見数：3） ○県は市町と協力し、文字盤、重度障害者用意思伝達装置等を意思疎通の手段とした障害者を把握し対策を図る
財政上の措置	○県は、意思疎通のための手段の普及に関する施策の推進のため必要な財政措置を講ずる（意見数：9）
手話推進協議会	○愛知県手話施策推進協議会を設置する（意見数：2） ○愛知県手話言語等意思疎通手段普及施策推進協議会を設置する ○手話言語及び多様なコミュニケーション推進協議会を設置する